

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和5年度 第1回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開催日時	令和5年7月21日(金)13:30~15:00		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委 員	吉岡 健一、上農 哲朗、中村 敏美、樋口 淳一、本田 恵子、 曾我 澄子、木部 美代子、濱上 章、井口 尚子、吉川 泰光、 鷲野 奈美子、成徳 明伸、片岡 大雅、藪内 祐子、徳田 裕平	
	そ の 他	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	
	事 務 局	福 祉 部 高塚部長 田中副部長 地域福祉課 宇野課長 介護保険課 松永課長 貞松課長 山本課長補佐 坂根所長 新家	
傍聴の可否	可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 (1)会長の選任について (2)川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の 進捗状況について (3)川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の 骨子案について 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。私は、本日司会を務めます福祉部介護保険課課長補佐の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、ご参集賜り誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、会議録の確認については、のちほどご選出いただきます会長にご一任くださいますようお願いいたします。また、介護保険事業計画の策定のためにご協力いただいておりますジャパンインターナショナル総合研究所の坂井様にご出席いただいておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>次に、委員の異動についてご報告いたします。</p> <p>まず、川西市社会福祉協議会の人事異動により、曾我 澄子(そが すみこ)委員、濱上 章(はまがみ あきら)委員、市民公募の欠員として徳田 裕平(とくだ ゆうへい)委員、そして、開催通知にてお知らせさせていただいておりますが、大塚 保信(おおつか やすのぶ)委員が一身上の都合により退任されたことに伴い、樋口 淳一(ひぐち じゅんいち)委員に新たにご就任いただいております。</p> <p>それでは、新たに就任された皆さま、名簿順に一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
委員	(樋口委員－曾我委員－濱上委員－徳田委員の順にご挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局職員にも異動がございましたので紹介いたします。 (高塚部長－田中副部長－松永課長－貞松課長－坂根所長－新家－山本課長補佐の順に自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、次第の「2. 協議事項」に移ります。</p> <p>大塚委員の退任により会長が不在であるため、会長選出までの議事進行を職務代理者の上農委員にお願いいたします。</p>
会長 職務 代理者	<p>ご協議に先立ち、委員の出席についてご報告いたします。</p> <p>委員16名のうち、本日ご出席いただいております委員は、15名です。</p> <p>よって、川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。みなさまの活発な意見交換を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。傍聴の方はおられますか。</p>
事務局	現在4名の方にお越しいただいております。
会長	それでは、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

職務
代理者
事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前送付資料として、資料1-1「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について」、資料1-2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 進捗状況調査票」、資料2「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について」の3点をお送りしております。

また、本日の会議の次第としまして、「令和5年度 第1回川西市介護保険運営協議会 次第」、委員名簿、そして当日配付資料として、資料3「令和4年度第3回川西市介護保険運営協議会 意見提出書」の取りまとめ結果について』を机上に配布しております。

事前送付資料につきましては予備を用意しておりますので、お持ちでない方はお申し付けください。

会長
職務
代理者
事務局

皆さま、資料はお揃いでしょうか。

続いて、本日のスケジュールについて説明をお願いいたします。

本日は、午後1時30分から3時頃までが全体会で、全体会終了後、30分程度の休憩を挟みまして、午後3時30分から「生活支援体制整備部会」を開催いたします。生活支援体制整備部会に所属される委員のみなさまには、長時間となりますがどうぞよろしく願いいたします。なお、遅くとも5時30分までには終了する予定です。

会長
職務
代理者

事務局の説明にもありましたが、生活支援体制整備部会のみなさまは、全体会の後に部会と会議が続きますが、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項1「会長の選任について」です。

川西市介護保険運営協議会規則第2条では、「協議会に会長を置き、会長は委員の互選で選出する」と規定されております。これまで、大塚保信委員に会長をお勤めいただいておりますが、一身上の都合によりご退任されましたので、新たに会長の選任をお願いするものでございます。

会長に立候補される方はおられませんか。なお、立候補される方がおられない場合は、事務局一任としたいが、ご異議ございませんか。

委員

事務局一任で良いと思います。

会長
職務
代理者
事務局

ご異議がないようですので、事務局から提案をお願いします。

失礼いたします。それでは、事務局からは、会長に「吉岡 健一(よしおか けんいち)委員をご推薦申し上げます。

会長
職務
代理者
委員
会長
職務
代理者

お諮りいたします。
吉岡 健一(よしおか けんいち)委員を会長に選任することに決してご異議ございませんか。
異議なし
ご異議なしと認めます。
よって、吉岡健一委員が会長に選任されました。
それでは、吉岡委員には、会長席にお着きいただきたいと思います。

事務局

ここからは、吉岡会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。上農委員ありがとうございました。

会長

(吉岡会長より就任のご挨拶)

それでは、協議を進めてまいります。

次に、協議事項2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗」についてです。事務局の説明を求めます。

事務局

協議事項2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について」をご説明させていただきます。

A4縦型の資料1-1とA4横型の資料1-2をお手元にご用意願います。

まず、資料1-2について、令和4年度の進捗状況調査票として、表紙をめくっていただきますと、基本目標ごとに各項目について、施策の方向、概要、自己評価、成果と課題などを示しております。これは、計画に位置付けております施策1つ1つにつきまして、その施策を担当する市の担当課による自己評価の内容を取りまとめたものでございます。一番左側から、施策の通し番号、右隣が計画書に記載されているページ、そして計画の中での項目、施策の方向、施策の概要と担当所管を記載しております。その右が自己評価で、「A」、「B」、「C」、「D」とアルファベットで表記しております。表紙と資料1-1にも記載しておりますが、「A」は目標に沿った施策実施ができ、目標を達成することができたもの、「B」は目標に沿った施策展開はできたけれども、さらに目標達成に向けて推進が必要というもの、「C」は目標に沿った施策展開ができなかったもの、「D」は「A」から「C」のいずれにも該当しないものということで、各担当が自己評価したものを記載しております。右側の令和4年度の成果と課題というところが、自己評価の理由も含めて令和4年度の取組の状況や課題について担当課が記載した内容となっております。

最後に、その右側の「取り組みの実績と見込み」という欄についてですが、数値の指標が入っているところと入っていないところがありますけれども、例えば、1ページのNo.1「介護予防ケアプラン研修等」という項目ですと、「介護予防プラン研修実施回数」ということで指標を載せております。ここに指標を記載しているものは、計画書の中で実績を把握するための項目として位置付けたものについて、令和3年度および令和4年度の計画上の見込みと実績、そして令和5年度の見込みの数値を記載しております。項目が入っていないところは、指標を位置付けていない施策ということになります。

非常に多岐に渡りますので、全ての施策についての説明は差し控えさせていただき、概要を資料1-1に基づいてご説明いたします。

1ページの下の方に円グラフを載せております。今回、この計画に位置付けた施策は全部で94でございます。1つの政策を複数の課で実施しているものが含まれておりますので、施策数の合計としては95となります。95の施策のうち24施策については「A」評価、60施策については「B」評価、9施策については「C」評価、その他いずれにも該当しないものとして2施策については「D」評価といたしました。

「A」評価と「B」評価を合わせますと88.4%となりますので、一定数は計画に定めた目標に沿った施策展開ができていると評価しております。

それでは、2ページをお開きください。

基本目標ごとの集計結果について主なものをご説明いたします。

「基本目標1:健康でいきいきと暮らす～介護予防と健康づくりの推進～」では、「A」評価にしたものは3項目でした。ここでは、「B」評価としました「No.11 フレイル改善短期集中プログラムの実施」についてご説明します。介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスCと通所型サービスCを一体的に提供する本プログラムを令和4年9月から開始しました。目標どおり事業を開始することはできましたが、利用者数が見込みを下回っていることから、地域包括支援センターへの働きかけに加え、通所型サービスCの参事業者を増やしていく取組みも行っていく必要があると考えております。

3ページをご覧ください。

次に、「基本目標2:地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～」では、「A」評価にしたものは3項目でした。ここでは、下から二つ目の「No.30 在宅医療・介護連携に関する周知・啓発」についてご説明いたします。在宅療養に関する啓発活動として、市民が在宅で療養する場合に、必要な医療・介護サービスを適切に選択できるよう、在宅療養・介護サービス・ACPIいわゆるアドバンス・ケア・プランニング等に関して分かりやすく周知する「在宅療養ハンドブック」を12,000部作成し、市介護保険課や各地域包括支援センター、医療機関などへ配架いたしました。一方、「C」評価としたものとしたものは、一番下の「No. 33 介護事業者のためのワークショップの実施」です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ワークショップを開催することができませんでしたが、感染症法上の取扱いが変更となることから、来年度以降の開催に向けて関係機関と協議して行きたいと考えております。

4ページをお開きください。

「基本目標3:認知症になっても自分らしく暮らす～認知症施策の充実～」では、「A」評価にした項目はなく、「B」にしたものは2項目でした。ここでは、「No.41 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成」についてご説明します。認知症サポーターについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、学校での認知症サポーター養成講座の依頼は増加してきましたので、見込み以上に養成することができました。また、キャラバン・メイトについても、毎年1回、県で開催される研修への参加、4市1町合同で開催した研修への参加により、見込み以上に養成することができました。今後は、キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を主体的に開催することで、認知症サポーターを増やしていくことが必要であると考えております。一方、「C」評価としたものとしたものは、「No.46 ニーズの把握と支援サービスのあり方の検討」です。若年性認知症カフェへの当事者や家族の参加が少なく、当事者ニーズの把握が困難となっております。本市には、若年性認知症の方が希望するサービスや居場所が少ないことから、障がい者施策も含めた支援のあり方について検討する必要があると考えております。

5ページをご覧ください。

次に、「基本目標4:住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～」では、「A」評価としたものとしたものは、「No.66 事業の継続した実施(住宅改造費助成事業)」です。高齢化が進んでいく中で、自宅のバリアフリー工事のニーズは高く、高齢者が自宅で快適に、そして安全に過ごせるよう継続して実

施いたしました。また、令和4年度から県の補助金が廃止されたため、市独自の事業として実施しております。また、令和5年度については、65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とする「一般型」において、新たにヒートショック対策工事を助成対象に追加して実施しております。一方、「C」評価としたものとしては、一番下の「No.76 介護離職の防止に向けた支援策の調査・研究」です。市広報誌での認知症の啓発に関する取組みの掲載や、高齢者虐待防止に関するリーフレットの配布などを通じて、地域包括支援センターの周知を行うにとどまったことから、「C」評価としております。

6ページをお開きください。

「基本目標5:介護が必要になっても自立した生活を営む～介護サービスの充実と適正な運営の確保～」では、「A」評価にしたものは2項目でした。ここでは、「B」評価としました「No.86 介護度改善インセンティブ事業の創設」についてご説明します。市内の通所系サービス事業所のうち15事業所が参加し、参加事業所を「リハビリ型」と「一般型」に分けて、「パーセルインデックス」と呼ばれる日常生活動作に関する評価指標を用いて、6か月間でどの程度改善したかを評価しました。また、各部門の上位3事業所と改善度合いの高かった利用者に対して、市長表彰を行い、優秀事業所へは報奨金を交付し、参加者全員に記念品をお配りいたしました。令和5年度は、より多くの事業所に参加していただけるよう、事務負担の軽減等について見直しを行い実施いたします。一方、「C」評価にしたものとしては、「No.82 地域密着型サービスの整備」です。こちらにつきましては、後ほど「3. 介護サービス基盤の整備状況について」において詳しくご説明いたします。

雑ばくな説明ではございますが、以上が「1. 計画に位置付けた施策の取組状況について」の説明でございます。

7ページをご覧ください。

続きまして、「2. 介護サービス等の給付実績」についてご説明いたします。7ページから10ページに渡りまして、要支援認定者の給付実績である予防給付、要介護認定者の給付実績である介護給付、介護予防・日常生活支援総合事業の給付実績について、サービス種別ごとに令和4年度の計画値と実績値の比較を記載しております。

サービスによっては、計画値と大きな差異が出ているものもありますが、10ページの中ほどの合計(総給付費)を見ていただきますと、計画値の124億2,420万7,000円に対し、実績値は127億6,396万6,409円となっており、比率にして102.7%と、概ね計画どおりに推移しているものと考えております。

11ページをご覧ください。

「3. 介護サービス基盤の整備状況について」でございます。

第8期介護保険事業計画では、5つのサービス種別について、基盤整備を行うこととしており、令和4年度では、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「特定施設入居者生活介護」につきまして、指定候補事業者の公募を行いました。このうち、地域密着型サービスについては、第7期介護保険事業計画においても未整備となっていることから、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については整備対象圏域の拡大を、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、人件費や事務所賃料に対する補助制度の新設をそれぞれ行いましたが、いずれも応募する事業者はなく未整備となりました。令和5年度は、令和4年度に未整備となったサービスの公募を再度実施する予定としております。

以上、川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について、ご説明いたしました。

会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質疑等をお受けいたします。</p> <p>発言に際しては、挙手でお知らせください。ご意見、ご質疑等はありませんか。</p>
委員	<p>第8期計画の中でどのように位置づけされているのか分からないため質問します。</p> <p>生活支援体制整備事業の活動、特に地域における住民参加・住民主体の社会の地域の居場所づくりや社会参加の支援、あるいは見守り支えあい活動等の事業は評価の中にはあがっていないですけれども、これらは計画の中に位置づけされてないのでしょうか？</p> <p>介護保険事業の財源による生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの配置について、特に第2層は社会福祉協議会の方に今6名配置をされて、地域の住民参加・住民主体の活動をバックアップしていただいております。そのあたりの評価はどうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、ご質問ありがとうございます。</p> <p>資料番号1-2の4ページになりますが、各種施策の取組みの評価をさせていただいております、この中の「No.12、13 支えあいの地域づくり」ということで、生活支援体制整備事業に関する令和4年度の成果と課題をまとめおります。ご質問いただきました第2層生活支援コーディネーターの配置につきましては、基本的には7つの日常生活圏域に順次人員を増やしていくという目標を置いておまして、令和3年度には4名、令和4年度には5名、令和5年度の見込みとして6名の配置ができるよう実績として記載しております。</p> <p>支えあいの地域づくりの活動に関しましても、第2層コーディネーターが増員できることで地域活動を一緒に支えてくださっているところがあります。令和5年度は実際6名に増やさせていただいておりますし、目標の日常生活圏域が7つありますので7名に増やすとができるよう今後もより一層推進していけるよう努めて参りたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>生活支援コーディネーターの配置についてのご説明はありましたけれども、地域での住民参加・住民主体で市内14地区で幅広くを取組んでいる点について、実態把握や評価はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>そちらの評価についても同じページのNo.12に記載しております。</p> <p>協議体の運営としてまとめておりますが、第2層協議体というのが小学校区圏域14ヶ所になるかと思いますが、そこでの生活支援体制整備事業における具体的な課題について話し合いをさせていただいております、そのことについて評価しております。</p> <p>具体的な施策に結びつくようなことに関して、令和4年度は協議の状況であり、施策展開はできておりません。今の地域活動を本当に頑張らせていただいている実態は十分把握しておりますので、第9期計画の中では、その方々をサポートできるような施策展開についても一緒に考えていける期間にしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>住民参加・住民主体の地域福祉活動は、介護予防や見守り支えあい活動の大きな役割を果たしていると思います。第9期計画の中では、協議体や生活支援コーディネーターの配置の評価だけではなく、活動の実態をもう少ししっかりと把握していただいて評価や支援をいただくようお願いいたします。</p>

会長 他にご意見、ご質疑等はありませんか。

委員 資料1-1に関して、総給付費の計画達成率が100%以上となっており、これは民間事業者の努力によるものと思っている。一方、先程の説明になかった介護予防・日常生活支援総合事業の給付実績については、詳細は書いていないが令和4年度の計画達成率が約72%となっており、令和3年度に比べ9ポイント程落ちている。私、桜小地区の福祉委員ということで健康体操等フレイルにならないような活動を進めておりますが、このような達成率の状況下で、福祉委員として何かお手伝いできることがあるのではと考えている。介護予防ケアマネジメントの給付実績について、市内7つの地域包括支援センターごとの達成率の差や地域ごとの取組みの差がわかるのであれば、教えていただきたいと思いご質問しました。

事務局 介護予防ケアマネジメントの実績値の内訳について、介護保険事業計画の策定では厚生労働省が構築している「地域包括ケア見える化システム」というもので各市町村がサービス量を見込みます。このシステムの場合、圏域ごとではなく全体でどれぐらいの量を見込むため、圏域ごとの見込みや計画値、また実績値は把握できていない状況となっております。

委員 介護予防の取組みを充実させなければ、ますます介護給付費は増加すると思っている。圏域ごとに集計していないことは理解しましたがけれども、今後の福祉委員会の活動について、ある程度努力していけば達成率等の指標が改善するのではと考えています。

今後、圏域ごとの各数値が今後わかるようであれば教えていただければと思います。

会長 他にご意見、ご質疑等はありませんか。

委員 資料1-2の12ページの「No.41 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成」についての質問です。養成講座により認知症サポーターはたくさん増えていますが、キャラバン・メイトになるための養成講座がないですね。以前であれば、新たなキャラバン・メイトの募集や養成講座がありました。今のキャラバン・メイトは高齢化しており活動が困難な状態となっております。

今後、新しいキャラバン・メイトの募集や勉強会はないのでしょうか？

事務局 キャラバン・メイトの養成講座につきまして、川西市では独自のやり方で研修を組んで行っていた時期があったかと思いますが、現状では川西市独自で行っておりません。兵庫県では年に2回ほど養成講座が開催されており、4市1町(宝塚市、三田市、伊丹市、川西市、猪名川町)でも共同してキャラバン・メイトの養成講座を開催しております。当年度は10名程参加受講されました。兵庫県が開催している講座に関しては、専門職や新たに地域包括支援センターに配属された者が優先的に受講しております。4市1町で開催している講座に関しては市民の方にもご参加いただいております。

市内14地区での小学校区のキャラバン・メイト連絡会や代表の方々にもお知らせしており、希望者を募って開催させていただいている状況でございます。

会長 他にご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

介護サービス事業者の立場からご質問させていただきます。

地域密着型サービスの整備計画について、手を上げる事業者がいなかった結果について川西市はどのように分析されているのか、そして今後の整備を進めるにあたってどのように工夫されるのかお聞きしたいです。私自身、介護施設等介護サービス事業所を経営しておりますが、以前から言われてる人材不足や物価高騰に加え、介護報酬の単価がコロナ前に設定されたもの等の理由で運営が厳しい状況の中、おそらく建築費の高騰も含めて、事業者は手を上げにくかったのではないかなと感じております。

例えば、地域密着型特養、看護小規模多機能型及び定期巡回といった地域密着型サービス事業所の選定をどういうスキームを持って決められているのかお伺いできますでしょうか。

事務局

地域密着型特養につきましては、緑台中学校区に特別養護老人ホームがないということで該当エリアを整備対象区域あるいは優先区域としてこれまで公募を行ってききましたが、場所がないために手があがらないのかなと考えております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、全国的に言われてることでコストパフォーマンスが悪いというところで、県の補助金を活用し人件費や運営費の補助制度を設けて公募を行いましたが、それでも未整備という結果になっております。他のサービスも現時点では未整備となっております、これにつきましてはご意見のとおり物価高騰による建築コストの増加が影響しているのではないかというふうに考えております。

2点目の施設整備基盤、どのようなサービスを整備していくのかという決め方ですけれども、基本的に特別養護老人ホームの待機者数は毎年調べており、その中でも入所の必要性の高い方が一定程度おられるため、その方をどういったサービスで対応していくのかというところを考えております。特別養護老人ホームを建てて全て対応していくのは非現実的だと思いますので、比較的重度の方でも在宅で暮らせるようなサービスということで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等を基盤整備の対象として、第8期計画では位置づけておりました。

委員

例えば、緑台中学校区だけの公募ではなく対象区域を広げられないのでしょうか。中学校区ごとに整備するという観点だけでなく川西市内全域で整備できますというふうになれば、おそらく手が上がるのではないかと思います。

また、最近は特別養護老人ホームが非常に入居しやすい状況にあると思います。以前は、待機するなら1~2年待つのが当たり前でしたが、最近の傾向では1~2ヶ月ですぐ入居できてしまうということで、待機者の状況も随分変わってきたのかなと実感しております。

特別養護老人ホームだけに固執するのではなく、在宅も含めた施設整備を考えていただけると非常にありがたいなと思います。

事務局

1つだけ補足させていただきます。

地域密着型特養の公募の募集圏域ですが、第7期計画までは緑台圏域に絞って募集しておりました。第8期に入ってから、例えば緑台圏域に募集された方は評価の時に加点するといった仕組みにしており、できる範囲で対象区域を広げているのですが、それでも応募がない状況でございます。

会長

他にご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

先程質問があった「介護予防ケアマネジメント」の数値は、この金額は要支援もしくは事業対象者の方が

介護保険サービスを使うためにケアマネジャーがケアプランを立てたケアプラン料を表しています。例えば、いきいき100歳体操だけを行ってもこの金額は1円も上がりません。わかりやすく言うと、要支援の方がデイサービスに行き、その時のケアマネジャーがケアプランを立てた金額です。令和3～4年はコロナが流行しており、そろそろ予防した方がいいかなとぐらいの元気な人は運動型のデイサービス等に行かれていたのが、コロナに感染したくないという理由での利用控えが肌感覚として結構ありました。その結果、この数字は80%前後ぐらいで推移しているのかなと感じております。

予防訪問リハビリテーションについて、デイサービスには行きたくないけれども身体機能は意地したいから家でリハビリを受けたいというニーズが結構高いように感じたので、いわゆる予防訪問リハビリテーションや予防通所リハビリテーションの金額は見込みより高くなっている点は非常に理解できます。しかし、わからない点は、予防のグループホームの金額です。介護予防認知症対応型共同生活介護は令和3～4年で約10分の1ぐらいの数字になっていますが、川西市として心当たりはありますか？

事務局 介護予防認知症対応型共同生活介護について、計画値として約300万円計上しておりますが、人数に換算しますと利用者1名いるかどうかぐらいの見込み値になっております。99.5%が要介護の計画値となっておりますので、1名いらっしゃる時があればそれぐらいの額になりますし、その方が退所されましたら、実績はほとんどなくなるというものでございます。昨年12月の待機者調べにおいても、要支援の入居者は1名だけでして、その方がおそらくどこか違うところに行かれたのではと考えております。

会長 ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員 資料1ー2に記載されている「No.1 介護予防ケアプラン研修等」について、実績が0回となっている。新人ケアマネジャーが入職した際の研修について、各地域包括支援センターに尋ねると行政が研修を開催しないから事業所で研修してもらっていいですよと丸投げされるケースがあります。令和5年度は見込み1回となっておりますが、研修の開催予定はありますか。

事務局 介護予防ケアプラン研修についてですが、令和3～4年度は実際に研修できませんでした。令和4年度の成果と課題にも書いておりますが、川西市において介護予防マネジメントに関するマニュアルが策定されておられません。これが大きな課題の1つと考えておまして、現在そのマニュアルを作成しております。このマニュアルを元に今年度は研修を開催する予定ですので、現在はその準備段階です。

令和3～4年度の実績が0件でございますが、令和5年度は皆さんに参加いただいて研修を開催します。加えて、マニュアルが存在することがとても重要だと思っておりますので、その内容に基づいて話ができる機会をつくりたいと考えております。

会長 ご意見、ご質疑等はありませんか。

会長 それでは、他にご質疑等もないようですので、協議事項2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗」については、以上で終わります。

次に、協議事項3「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について」です。事務局の説明を求めます。

それでは、協議事項3「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について」を説明させていただきます。事前に配布させていただいております「資料2 川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について」をご参照ください。

では、1ページ目からお願いいたします。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」ですが、高齢者保健福祉計画は市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標やその量の確保のための方策を定めるもので、本市では高齢者のための保険福祉政策の基本的な考え方と方策を明らかにするものと位置づけております。また、市町村の介護保険事業計画は介護給付等の対象サービスの種類ごとの量の見込みや見込み量の確保のための方策を定めるものであり、厚生労働大臣が定める介護保険事業にかかる介護保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、3年を1期として定めることとされておりますので、令和6～8年の3カ年の計画ということで、今回策定を考えております。

2ページをご覧ください。

計画の策定方針です。

近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向について4つほど書かせていただいております。(1)地域包括ケアシステムの進化と推進、(2)介護現場の生産性向上の推進・制度の持続可能性の確保、(3)地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進、(4)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布です。認知症基本法ですけれども、これは令和5年6月に公布されております。その目的といたしましては、急速な高齢化の進展に伴い認知症の方が増加している現状を鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症に関する施策に関して基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症政策の推進に関する計画を定めて認知症の施策を総合的計画的に推進し、認知症の人を含めた国民1人1人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として制定をされておりますので、その辺りを十分踏まえた上で今回の計画を策定させていただきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。

現行計画の進捗状況ですが、先程ご説明しましたとおりですので、ここでの説明は割愛いたします。

4ページをご覧ください。

今回の高齢者保健福祉計画・第9期介護保険計画におきましては、重要施策として2つ考えております。認知症の人及び要介護認定者がピークとなる2030年を見据えた取組みを加速させるために、「認知症対策アクションプラン」と「介護人材確保プロジェクト」を中心に今回の計画をまとめていきたいと考えております。

この2つは市長マニフェストでもあります。

5ページをご覧ください。

今回の計画を策定するにあたり、市民の皆様のご意見など色々とお聞かせいただきました。前回、3月に開催しました介護保険運営協議会の中でお伝えしましたが、ニーズ調査などのアンケート調査のことですとか、市内14地区でのワークショップ、他にも認知症対策アクションプランを策定するにあたりましては認知症のご本人、ご家族及び支援されている方々、あと関係機関などからのヒアリングをさせていただいております。また、介護人材確保プロジェクトを考える上では介護事業者との意見交換会なども実施させていただきまして、その中から(1)～(6)の課題を抽出しております。

「(1)介護予防の推進」では、通いの場への参加を促進させることや孤立・閉じこもりの防止に向けた地域社会への参加促進すること。そして、「(2)認知症対策の推進」におきましては、認知症の検査を近所で受け

られるような場所や仕組みと入所・通所して支援を受けられる施設づくり、そして認知症本人及びご家族の交流、相談の場づくり、地域の見守り、声かけの推進、認知症に対する理解の促進や相談窓口の周知、認知症サポーターを活用することなどが掲げられております。「(3)高齢者の意思決定の尊重」では、今回アンケートの方で、人生会議のことに関する周知と普及、「(4)地域とのつながりづくりの促進」について、地域参加と交流の地域意識や環境の差、身近な相談先、相談窓口の連携などについての課題が見えております。「(5)地域福祉に関わる人材の確保と働き方の改革」について、専門職や地域で活動する人材の確保と育成、特に大きく課題として掲げられておりました介護現場や地域におけるICT活用の促進ということもあがっております。「(6)介護サービス等の充実」について、今後の利用拡大に伴うサービス基盤の整備や相談先の周知と支援の充実が必要、また制度の理解の促進に向けた情報発信を強化や移送サービスを充実させてほしいと介護を行う家族への支援を充実させてほしいというような課題が意見や課題がみえております。

次、6ページをご覧ください。

今回、考えております計画の体系についてご説明させていただきます。

まず、基本理念(案)ですが、地域福祉計画の基本理念が「誰もが自分らしく、住み続けられる地域共生社会の実現」としておりました、福祉にかかる各種計画のキーワードとして「地域共生社会」というものを掲げております。今回、次期計画で考えておりますのは、現行計画の基本理念を継続するという形で、「全ての人が最後まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」と考えております。

次、7ページをご覧ください。

主な施策の方向性(案)でございます。

基本目標1～5までとしており、「基本目標1 自分らしく健康でいきいきと暮らす～介護予防とフレイル対策の推進～」について、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進ですとか、介護予防に対する動機づけにつながるような活動の推進により、効果的な介護予防の取り組みを進めます。「基本目標2 誰1人取り残されることなく安心して暮らす～地域包括ケアシステムの強化と重層的支援体制の構築～」について、ここでは複合的な課題を抱える高齢者やその家族に対する相談支援体制、多職種連携による課題解決の仕組みを進めるとともに、地域の実情に応じた支えあいの地域づくりと、地域包括ケアシステムの強化を一体的に進めていきたいと考えております。「基本目標3 認知症の早期発見から家族支援、認知症になっても暮らせる街づくりを一体的に取り組む～認知症対策アクションプラン～」について、これは認知症対策アクションプランについて記載します。認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症対策アクションプランに基づき認知症バリアフリーを推進し若年性認知症の人への支援、社会参加の支援などを進めて参ります。「基本目標4 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らす～高齢者施策の充実～」について、ここでは高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援すると共に、生活支援や家族介護の支援など高齢者のより良い生活を支える施策の充実を図ります。「基本目標5 必要なサービスを利用することができるよう、介護サービス基盤の整理と介護人材確保により、介護サービスの提供体制確保に取り組む～介護人材確保プロジェクト～」について、ここでは介護人材確保プロジェクトのことを記載していく予定です。サービスを必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、介護サービス基盤の整理として、市立川西病院跡地などに在宅生活の継続に必要なサービスを整備します。また、介護人材確保プロジェクトをスタートさせ、介護人材確保をより一層推進することで、介護サービスの提供体制の確保に取り組みたいと考えております。

8ページをご覧ください。

先程のことも踏まえた計画書全体の構成(案)でございます。第1～6章で構成を考えております。

第1章に関しては、今回の計画を策定する趣旨、近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向と計画の

位置づけと期間、計画の取り組みについての課題をまとめていきたいと考えております。第2章では、川西市の高齢者を取り巻く状況といたしまして、人口統計や推計、ニーズ調査やワークショップなどの各種調査の結果、またそれらを含めた日常生活圏域ごとの状況や川西市の高齢者支援の課題をまとめて参ります。第3章では、この計画の基本的な考え方である、基本理念や基本目標、施策体系をまとめていきます。第4章では、施策の展開ということで、先程の5つの基本目標について、その詳細を1つずつ掲げていく形で考えております。

9ページになります。

第4章での施策展開の続きになりますが、基本目標5までをまとめております。

第5章では介護保険サービス基盤の整備、第6章ではこの計画の推進に向けての各主体の役割、この各主体というのは、市と市民の皆様と関係団体、後は介護保険サービス事業者の役割というふうにまとめて参りたいと思います。施策の展開ということが重要かと思っておりますので、そちらに関しては少し詳細にご説明をさせていただければと思います。

8ページに戻りますけれども、第4章の施策の展開の中の「基本目標1 自分らしく健康でいきいきと暮らす」においては、(1)効果的な介護予防事業の展開(2)健康づくりの促進及び(3)介護予防・生活支援サービス事業の推進というようなものをまとめてまいります。「基本目標2 誰1人取り残されることなく安心して暮らす」におきましては、地域包括支援センターの機能強化、生活支援体制整備の充実、在宅医療・介護連携の推進、社会資源にかかる情報基盤の充実と利用活用の促進、高齢者の権利擁護、重層的支援体制整備の構築ということをもとめる予定です。

再度9ページにすすんでいただきまして、「基本目標3の中では認知症政策」に関してまとめて参ります。認知症の早期発見と早期対応、認知症本人及びご家族への支援、認知症になっても安心して暮らせる街づくり、そして今回の評価の中で「C」、「D」評価になってしまっていた若年性認知症への対応に関して強化できればというふうに考えております。次に「基本目標4 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らす」に関しましては、高齢者の生きがいづくりの推進、生涯学習の充実と生涯スポーツの振興と就労の支援、住環境の整備と確保、在宅高齢者支援の充実、災害及び感染症対策にかかる体制整備をまとめてまいります。「基本目標5 必要なサービスを利用することができるよう介護サービス基盤の整備と介護人材確保により介護サービスの提供体制確保に取り組む」というところにおきましては、介護サービス基盤の整備、介護保険事業の適正な運営と重要施策ということで掲げておりました「介護人材確保プロジェクト」、低所得者の介護保険サービス利用に対する支援もこちらでまとめてまいりたいと思っております。

このように計画全体の構成を考えますが、令和6年度からスタートするというので、スケジュールに関してどのように考えているかを10ページにまとめておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

本日の運営協議会がこのスケジュールの7月下旬のところにある①の部分にあたります。本日のご意見をふまえ、今後はサービスの見込み量の推計などをしていくのですけれども、令和6年3月までに4回の運営協議会でご説明・ご意見を賜る機会を考えております。1月下旬では介護保険料に関する諮問・答申などをさせていただいて、そこを経て令和6年3月下旬の運営協議会で最終的なものをご報告させていただくというようなスケジュール管理で進める予定になっております。以上で説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

第8期の評価のところから2つほど質問いたします。

今、ご説明があった資料8ページの第4章 施策の展開の「基本目標2 (3)在宅医療・介護連携の推進」について、地域包括的なシステムをつかって根ざすということであれば、福祉と医療と介護の連携というのが必要かと思いますが、福祉の部分はどのようにお考えでしょうか。

あと、9ページの「基本目標5 (1)介護サービス基盤の整備、及び(3)介護人材確保プロジェクト」について、第8期の評価では施設整備を中心にされていたかと思いますが、昨今、ケアマネジャーが不足しているという状況や、在宅サービスのヘルパーが足りなくてその地域のボランティアさんに要請があるという話も聞きますので、それも踏まえてどう整備するのかという点も合わせてお聞きしたいと思います。

事務局 1点目の資料8ページの中の「基本目標2 (3)在宅医療・介護連携の推進」で、医療と介護だけでなく、福祉との連携に関してどうなのかというご質問かと思いますが。在宅医療・介護連携については、現在色々な施策を進めているところですが、ご質問の福祉との連携の場合、複合的な問題を抱えるケースとして医療的・介護的な課題に加え、福祉的な課題もあるという内容ではないかと考えますので、章立ての中で記載するのであれば、「(6)重層的支援体制の構築」に近い内容になるのではないかと考えております。

事務局 「基本目標5 (1)介護保険サービス基盤の整備」については、第8期に引き続いて特別養護老人ホームの待機者が一定数いる中で、その方達をどのように支えていくのかという視点での基盤整備になりますので、施設居住系サービスを中心に考えていきたいと思っております。

また、介護人材確保プロジェクトについては、ご意見いただきましたとおりケアマネジャー不足といった問題が顕在化している状況ですので、色んな観点から介護人材不足に対応した施策を考えているところでございます。詳細については、内部での意思決定がまだできていない状況ですので、また改めてお示しをしたいというふうに考えております。

委員 8ページの「基本目標2 (3)在宅医療・介護連携の推進」について、当事者は地域で生活する方で、地域とのつながりをきちんとおさえていただくようお願いいたします。

会長 その他ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員 第9期計画の施策の5本柱である基本目標1～5について、若干表現は異なりますがおよそ第8期計画と同じと理解しました。福祉委員という立場から言いますと、内容が後退しているなど思ったのが「基本目標3 認知症の早期発見から家族支援、認知症になっても暮らせる街づくりを一体的に取り組む」という内容です。現行計画の基本目標3では「認知症になっても自分らしく暮らす」という言葉が使われており、第9期の計画(案)の基本目標3の中でちょっと気になったのは、現行の第8期計画における基本目標3には(1)認知症の予防と啓発、(2)認知症支援体制の充実、(3)若年性認知症への対応と記載されていますが、(1)認知症の予防と啓発ってところが第9期計画(案)では抜け落ちているんですね。先ほど、介護予防の話をしましたけど、非常に難しいのかなと感じております。介護予防になると健常者が認知症にならないってことをするわけなんで、認知症の啓発だとか認知症カフェに行きクイズをしたり、頭を鍛えるように活動しております。私、驚いたのは国立社会保障・人口問題研究所が5年に1回「生活と支え合いに関する調査」をやってまして、2022年の結果はまだだが、2017年の結果では単身高齢者の15%はなんと2週間に1回しか会話しなそう。川西市には単身高齢者が9,000人おりまして、15%のうち女性は5%です。単身高齢者がずっと2週間しか話をしないと、当然認知症になると思います。そういう単身高齢者のとこ

ろに福祉委員が訪問し、社会的なつながりを持つことが認知症の予防に繋がるんじゃないかなと思ったりしておりますが、行政機関等がやるには難しいと思うので、我々福祉委員がその部分を担えないかなと思っております。やはり、認知症の予防がなかなか難しいから第9期計画(案)に記載されていないのか理由はわかりませんが、認知症を予防することについて注力することが必要ではないかと思いました。

事務局

認知症予防というのは、認知症にならないという意味ではなく認知症になるのを遅らせる又は認知症になっても進行を穏やかにするという考え方です。認知症予防に関する正しい知識や理解を普及啓発するということが重要だという理念で、今回の計画の認知症施策に関しては説明させていただきたいと考えております。認知症予防に係る部分は、認知症の早期発見・早期対応の項目に組み込ませていただければと考えております。認知症予防という言葉が認知症になってはダメといった印象を与え、認知症の人たちを除外するといったネガティブなイメージや排除するみたいなことに繋がるのではないかと危惧しております。

また、計画の策定方針における「(4)共生社会の実現を推進されるための認知症基本法の公布」というところでも、認知症になられたとしても、それぞれ全ての方が自分の意思によって日常生活が営めるような社会をつくるというところに重きをおいておりますので、その辺りが先ほど言っておりました地域の方々の協力ですとか、認知症になっても地域の中で暮らしていけることの重要さと考えておりますので、その辺りに関しては「基本目標3 (3)認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」というところで、地域の皆様のご協力をいただきながら、行政ができることは何なのかということ考えた施策展開になるように考えております。認知症予防については、「認知症対策アクションプラン」という形で重要政策に位置づけておりますので後退したというイメージにならないように気をつけたいと思います。

もう一つ、8ページの「基本目標1 自分らしく健康でいきいきと暮らす」という項目で、(1)効果的な介護予防事業の展開ということに該当するかなと思います。認知症予防を認知症だけの予防というふうには考えておりません。フレイル予防には社会とのつながりが重要だと言われております。ですので、認知症予防を推進するというよりは、フレイル予防も認知症予防も一緒になっているという考え方で、今回の計画は説明させていただきたいと思います。

委員

基本目標1に含まれるという考え方でも構いませんけれども、認知症予防という言葉盛り込んでいただければと思います。

会長

その他ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

この前、認知症対策アクションプランのアンケートがありましたよね。先日の福祉の定例会でアンケート結果をいつ知らせてくれるかなという意見がありました。以前にお聞きした7月頃に結果を発表します言われたが、それはいつ頃になるのでしょうか。

事務局

アンケートでは、色々なご意見をたくさんいただきました。民生委員や福祉委員の方々にもお話を聞かせていただきました。その内容を施策展開の中で組み込ませていただければと考えておりますので、例えばアンケートのこの項目の回答が何%であったというような形での発表は考えておりません。

委員

アンケート結果の発表について、以前に介護保険課のどなたかに聞いたら7月頃にはわかると言われてました。ですので、今回の運営協議会でアンケート結果がわかると定例会で質問された方にはお伝えしてしまいましたが。

事務局 その件につきましては、今年の3月ぐらいにお答えさせていただいたと思いますが、いただいたご意見をある程度集約してまとめたものが今現在ございます。その内容でしたらお示しできると思いますので、よければお持ち帰りいただければと思います。

会長 その他ご意見、ご質疑等はありませんか。
それでは、他にご質疑等もないようですので、協議事項3「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について」は、以上で終わります。

以上で、本日予定していた議事は、全て終了しました。

それでは、次第の3「その他」に移ります。事務局から、連絡事項等がありますか。

事務局 事務連絡の前に、お手元の資料3をご用意いただいでよろしいでしょうか。
こちらの資料は、令和4年度第3回川西市介護保険運営協議会で、委員の皆様から頂いたご意見を右の方で回答という形で記入させていただいております。本日は時間がないため、後程お目通しいただければと思います。

事務連絡ですが、今後の介護保険運営協議会の開催予定でございます。次回の協議会は、10月に開催する予定で、計画の素案についてご協議いただく予定としております。日程につきましては、吉岡会長と調整の上、後日、ご連絡いたします。

事務局からは、以上です。

会長 それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回川西市介護保険運営協議会を閉会いたします。
どうも、ご苦労さまでした。

事務局 委員の皆さま、お疲れさまでした。お車でお越しの方は駐車券の無料処理を行いますので、事務局までお申し付けください。

なお、生活支援体制整備部会にご参加いただく委員の皆さまは15時30分までにお席にお戻りくださいますようお願いいたします。

会長 以上をもちまして、令和5年度第1回川西市介護保険運営協議会を閉会いたします。委員の皆さま、お疲れさまでした。

職務
代理者